

令和4年第3回滝川市議会定例会（第12日目）

令和 4年 9月13日（火）

午前 9時54分 開 議

午後 1時50分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 一般質問

○出席議員（15名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	7番	関藤龍也君
8番	寄谷猛男君	9番	佐々木和代君
10番	安楽良幸君	11番	本間保昭君
12番	田村勇君	13番	柴田文男君
14番	荒木文一君	15番	水口典一君
16番	東元勝己君		

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	中島純一君
教育長	田中嘉樹君	監査委員	宮崎英彰君
会計管理者	杉原慶紀君	総務部長	和田英昭君
総務部次長	堀之内孝則君	市民生活部長	浦川学央君
保健福祉部長	横山浩丈君	産業振興部長	鎌田清孝君
建設部長	尾崎敦君	建設部次長	加地幸治君
市立病院事務部長	柳圭史君	市立病院事務部次長	堀勝一君
教育部長	諏佐孝君	教育部指導参事	橋本展晴君
選挙管理委員会 事務局長	小山淳君	監査事務局長	中川祐介君
総務課長	小畑力也君	企画課長	平川泰之君
財政課長	景由隆寛君		

○本会議事務従事者

事務局長 深村 栄司 君
書記 高橋 誠 君

事務局副主幹 壽崎 行洋 君
書記 吉田 陽愛 君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、15名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において田村議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議 長 日程第2、第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。
○事務局副主幹 第1決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。
事務局副主幹朗読する。(記載省略)
○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。東元委員長。
○第1決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和3年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、2日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ44名の委員から90問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

- 議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより認定第1号 令和3年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。
本件を第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第3、第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局副主幹 第2決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局副主幹朗読する。(記載省略)

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。佐々木委員長。

○第2決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認定第8号までの7件につきましては、2日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ21名の委員から30問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、認定第2号から認定第8号までの7件については、全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより認定第2号 令和3年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和3年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和3年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和3年度滝川市下水道事業会計決算の認定について、認定第8号 令和3年度滝川市病院事業会計決算の認定についての7件を一括採決いたします。

本件をいずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から第8号までの7件は、いずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第4 一般質問

○議長 長 日程第4、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により、質問席において行っていただくこととなっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

それでは、木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 皆さん、おはようございます。会派みどりの木下です。それでは、一般質問をさせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、市政執行方針の進捗状況について

1、市長の基本姿勢、市政執行方針の進捗状況について。1、令和4年度も残すところあと半年となり、市政執行方針に示された7つの柱に基づいて各施策が執行されてきているが、事業推進における現状と課題について伺います。

○議長 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 市政執行方針に示す7つの柱に基づく各事業の進捗状況につきましては、4月から半年が経過するところではありますが、現在各所管におきまして鋭意事業を進めているところです。これらの施策のうち、多くの項目につきましては各部において重点的に取り組む施策、事業として各部の運営方針と目標に掲げ、スケジュールを示して目標達成に向けて取り組んでいるところですが、新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見通せない状況にあることから、当初の予定どおりに進められないものも出てくるものというふうに認識をしております。しかしながら、市政執行方針で示した各施策につきましては、令和4年度1年間の中で取り組んでいくものとして掲げておりますので、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、適宜必要な感染防止対策を講じるなどして、残りの期間におきましても着実に事業を進めていきたいというふうに考えております。

○木下議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

安楽議員の発言を許します。安楽議員。

○安楽議員 おはようございます。新政会の安楽でございます。それでは、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

◎ 1、危機管理行政

1、国民保護訓練の実施について

1、危機管理行政、国民保護訓練の実施について質問いたします。ロシアによるウクライナへの侵攻、中国による尖閣諸島周辺における軍事行動の活発化及び北朝鮮による弾道ミサイルの発射など、我が国の安全保障を取り巻く環境は年々厳しさを増す一方であると認識しております。有事の際は、国民の生命、財産を守るのは国や北海道、そして各自治体の責務であり、それぞれの立場で周到な準備と訓練が必要であるというふうに考えております。そのような中、10月中旬に滝川市として初めてとなる自衛隊を含む関係機関と連携した国民保護訓練が計画されていると聞いていますが、参加範囲や訓練の概要などについて伺いたいと思います。

○議 長 安楽議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、答弁をさせていただきます。

安楽議員のご指摘のとおり、我が国の安全保障を取り巻く環境は極めて厳しい状況に置かれており、ロシアの軍事侵攻だけではなく、執拗に繰り返される周辺国の不穏な動きなどを鑑みても、こうした諸外国の出方次第では自分たちの意思とは無関係に我が国が戦渦に巻き込まれる可能性も視野に入れ、国民、そして市民の生命、財産を守っていくためにも、我々自治体としても一定の準備の必要性を強く感じているところでございます。

そうした緊迫した世界情勢の中、陸上自衛隊北部方面総監から北海道に対しまして、国民保護に係る訓練の実施について要請がなされたということをお聞きしました。本年は、北海道においてこの訓練が平成29年以来久しぶりに2か所で行われるということが決定されたとも伺っております。滝川市としても平成29年に1度訓練が実施されたということもございましたことから、私から北部方面総監部にお邪魔し、様々な要請を行った際に、北部方面総監に対しまして滝川市での訓練の実施について申入れを行わせていただきました。そうした経緯から、現在駐屯地司令主導の下、市をはじめ、北海道、そして警察、消防とも連携を図りながら準備が進められているところでございます。

訓練といたしましては、弾道ミサイル攻撃を想定しての訓練が予定されていると聞いておりますが、現時点で詳細については協議中ということで、ここでつまびらかにできる状況にはございませんが、いずれにいたしましても住民の皆様にご参加をいただき、各関係機関とも協力をしながら、それぞれの役割などを確認し、円滑かつ迅速に市民の生命を守る体制を構築していくための実りある訓練として行っていきたいと考えております。

○議 長 安楽議員。

○安楽議員 平成29年の東滝川地区の転作研修センター及びその周辺で実施された内閣官房、それから消防庁、北海道が主体となって実施した訓練については、私も現職の自衛官のときに視察という形でしっかり終始見させていただきました。弾道ミサイル飛翔に伴う消防サイレン、これは国民保護サイレンといって特殊な音を14秒間鳴らすのですが、それと携帯電話を使ったメール、地域住民に対する情報伝達要領、もう一点、避難行動ということで、まず転作センターに対する堅固な建物、通常地下街があったら地下街に移動するのですが、そういうものがないというときは堅固

な建物に避難をする。避難した後の建物内における安全な場所の確保、これは窓ガラス等の破片等から身を守るためにそういう被害を受けない場所、あとは身体の防御ということで、頭を隠して体を丸めるなど、初期的な訓練がこのときは実施をされていたというふうに認識をしております。

先ほど市長のご答弁でまだ協議中ということで、内容についてはまだ決まっていないというところですが、今回は自衛隊、警察など関係機関が一緒になって訓練をするいい機会ですので、できれば私としては住民を巻き込んで自衛隊車両による避難行動などもやったほうがいいのではないかなというふうに考えておりますが、市の見解を伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 現在協議をさせていただいているところですが、そういった訓練につきましてもぜひ盛り込んでいけるように協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 多大な成果を期待いたしまして、次の質問に移ります。

◎2、防災行政

- 1、災害発生時を想定した防災ラジオ試験放送について
- 2、災害指揮所図上訓練の実施について

それでは、2、防災行政、まず災害発生時を想定した防災ラジオ試験放送について質問いたします。過去に災害発生時に使用できる50ワット出力での試験放送の実施について一般質問いたしましたが、本年9月6日、7日の両日で試験放送が実施されたことを確認しております。その検証内容と成果、対策などについて伺います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 滝川市では、これまで災害時の住民への多様な情報伝達手段の確保の重要性に鑑み、中でも滝川地域に密着した情報が発信できる唯一の放送局であるエフエムG'Skyとの連携を図りながら、災害時においても放送が途切れることがないように、滝川地区広域消防事務組合庁舎内に同放送局の予備送信所の整備を進めるなどしてまいりました。この予備送信所からの放送に関しましては、昨年年第4回定例会におきまして安樂議員のご質問に対し、より確実に多くの市民の皆さんに放送が届けられるよう、災害時の特例措置を活用した出力50ワットでの試験放送の実現について協議しているということをご答弁させていただいたところですが、この件に関しましては今般総務省北海道総合通信局からのご協力をいただき、9月6日と7日にかけて試験放送を実施したところです。今回の試験放送では、100か所を超える多くの市民や事業所にご協力をいただき、エフエムG'Skyの通常放送の聞こえ具合と併せて電波の受信状況をご報告いただき、特にこれまで通常放送が届きにくいとされる地域や家庭などにおいて出力アップによる受信状況の改善がどの程度図られるのかの検証を行ったところです。一部ある程度の改善が見られたポイントも確認をしておりますが、全体の結果につきましては現在データを収集しているところでございますので、今後その結果等につきましては報告、公表させていただきたいというふうに考えております。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 100か所を超える定点観測ということで、いろんなデータが上がってくると思うのですが、それに基づく検証結果についてはしっかり分析をされて対策を講じていただくことを求めまして、次の質問に移ります。

続きまして、災害指揮所図上訓練の実施について伺います。近年、全国各地で集中豪雨に伴う河川の氾濫や崖崩れ、それと先ほども地震があったようですが、不測事態、また予知不能な状況下における地震など多発しており、自治体における防災対策や市民による防災意識の高揚及び避難行動、併せて近隣自治体との情報共有を含む広域での連携は重要性を増しているものというふうに考えております。11月中旬に中空知5市5町の防災担当部署及び関係機関などが共同で行う災害指揮所図上訓練が計画されているようですが、目的を含む訓練の概要について伺います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 災害対応に関する近隣自治体との連携体制の構築につきましては、中空知5市5町により構成される定住自立圏構想推進会議において防災担当による部会があることから、部会において継続的に毎年避難所訓練の実施や気象台からの講師を招いてのワークショップなどを実施してきました。今年度におきましては、昨今の災害の状況を考慮し、大規模災害への対応なども視野に入れ、自衛隊の協力をいただき、災害指揮所図上訓練を共同で実施することとしております。今回の訓練では、主に大規模災害時における各自治体の対策本部と自衛隊との連携に係る訓練を実施することとし、災害状況に応じた状況判断や関係機関の間での連携や調整について確認をし、対応力の向上を図っていくということとしております。また、災害時においては、各自治体から自衛隊に対する支援要請を行う場面も想定されますので、個別具体的なケースなども踏まえて相互に意見調整を行うなどし、今後に向けた認識の共有を図っていくことなどを予定しており、参加者にとって意義のある訓練となるようにしていきたいというふうに考えております。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 過去にも滝川駐屯地でこの種の訓練を実施されていて、結構年数が空いているのです。それで、今ご答弁ありましたけれども、各自治体の対策本部と、あと自衛隊を含む関係機関との連携というのは極めて重要であります。あと、市または町の防災担当職員は、職員ですから数年ごとに異動というのが出てくると思うのですが、その辺も踏まえて、私としては3年に1回ぐらいはこの種の訓練を実施して、自治体の対処能力を向上させる、または連携強化をしっかりと図っていくという観点で重要ではないかというふうに考えますが、市のお考えを伺いたしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 私どもとしましても、今回の訓練でそういった連携、情報共有、そういったところを培っていきたいというふうに思っておりますので、これをしっかりと定着させていけるように定例化できればと考えております。自衛隊のほうともそういったことで協議してまいりたいというふうに考えております。

○安樂議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 それでは、通告に従いまして質問させていただきますが、答弁の内容によって2回か3回再質問させていただきます。

◎1、行政運営

1、定年延長について

まず、行政運営の定年延長についてであります。2021年の地方公務員法の改正により、2023年4月から2年に1歳ずつ引き上げ、2031年度、最終的に65歳になり、制度が完結するということになっています。現状での滝川市の運用設計についてどのような進捗になっているのか伺います。これは、恐らく第4回定例会か、もしくは来年の第1回定例会での上程ということになるかと思いますので、伺います。

○議長 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 定年延長に関するご質問ですが、地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として定めることとされております。令和3年に、定年を引き上げるとともに、国家公務員と同様管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制を設ける法改正が行われたところです。当市におきましても、この改正地方公務員法の施行が令和5年4月1日であることから、ご質問にもありましたとおり、今後の条例提案に向け、現在内部で制度の検討を行っているところです。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 現在内部で検討中ということなのですが、次に入ります。

運用の中身のポイントは、部長がおっしゃられましたようにいわゆる役職定年を導入するかどうか重要だというふうに私は考えています。市役所組織や医療職場の場合、またちょっと特殊な事情がありますし、その特殊性も鑑みると、総務省の方針を全て丸のみすることが滝川市の将来に資するとは私は思えませんが、現状のお考えを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 いわゆる役職定年の導入についてのご質問ですが、地方公務員の定年の引上げにより、職員が公務に従事する期間が長くなる中で、管理職に一度就いた職員がそのまま在職し続けることとなった場合に若手、中堅職員の昇任機会が減少することから、組織の新陳代謝を確保し、組織の活力を維持するため、国家公務員と同様に管理職に就く職員を原則60歳で非管理職に異動させる管理監督職勤務上限年齢制が設けられるということになりました。現在内部で制度の検討を行っているところですが、管理監督職勤務上限年齢制につきましては若手、中堅職員の昇任機会を確保し、組織の新陳代謝を促す等のメリットは大きいと考えているところですが、一方で当該制度によって60歳を超えた職員が管理職から降任となり、こうした職員の能力及び経験が生かされるよう、組織づくりを適切に行っていかなければならないという課題もあるところです。

この定年延長に係る制度につきましては、いずれにしましても新たな制度ということになりますので、国の制度を基本としながらも、職員への説明や意見の聞き取りなども行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 これは、すごく難しい問題だと思うのです。簡単に一議員がこうした考えを持っているみたいなことを軽々に言うべきことではないのですが、国公準拠が基本なのは私も分かります。1つ伺いたいのは、年金への接続を目的として再任用を、今もその期間中なのですが、再任用によって管理職だった方が一般職というケースがほとんどであり、全部なのですけれども、それに対するこういう問題があるとか、ないとか、そういう検証は行われましたか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 再任用職員につきましては、再任用を任用する際にも様々ご意見等を伺ったりしております。それから、更新の際にも意見を聞き取ることとしております。検証を行ったかということですが、検証まではいっていないかもしれませんが、意見の聞き取り、そういったことは行っております。先ほどもご答弁させていただきましたが、再任用職員につきましてもその職員の方たちの能力や経験を生かせるのかということにつきましては、組織として引き続き検討していきたいというふうに思っております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 もう2点ぐらい、伺いたいのですが、先ほどから内部の検討という答弁がなされていますが、内部って全体ですか、総務課ですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほどから答弁させていただいています内部というのは、総務課内ということであります。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 これの最後の質問にしたいと思います。私が思うには、これが一度運用も含めて導入されて決定すると、ここにおられる方だけの問題ではないのです。ここ最近入られた方、これから入られる方、30年も40年も多分続いていく制度だから、非常に慎重な検討が必要ではないかなと。結果は問いません。それは、しょうがないです。全体で決まったことはしょうがないと思うのですが、私は総務課だけで検討するような小さいことではないというふうに思うのです。ですから、求めたいのは、これが最後ですが、例えば例外規定が一部認められているとか、あるいは役職定年の導入を60歳ではなくて、その自治体によっては62歳、63歳でもいいというような、個別事情でよく考えてくださいというような中身に実はなっているのです。そういうことも総務課だけで検討するというのは私はふさわしくないというふうに思うので、最後にお考えを伺いたいのは、全庁的に組織横断的に若い人も入れて検討して、役職定年を入れたらこういういいところ、逆に、こういうちょっとまずいところが出てくるよねとか、そういうことを議論をきちっとした上で上程されるべきだと思いますが、そういう会議体というか、検討会議の設置の検討について伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 荒木議員からご指摘のあった方法も含めて、職員の意見を聞いていく機会、それを設けていきたいというふうに考えております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 それでは、次に参ります。

◎2、市民生活行政

- 1、マイナンバー制度について
- 2、マイナンバーカード取得のメリットについて
- 3、カード取得に関する個人情報の取り扱いについて

市民生活行政、マイナンバー制度について伺います。先般の報道等でありましたとおり、滝川市のマイナンバーカードの取得率が道内でも上位にあるというふうに承知しています。担当者の方、前任の担当者の方も含めて大変なご努力と認識をしておりますが、さらなる普及に向けた方策というのが何か考えがあれば伺います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 マイナンバーカードのさらなる普及に向けた方策についてですが、現在のところ新しい方策は考えておりませんが、今は新型コロナウイルス感染拡大により年数回しかできていなかった出張申請に重点を置き、法人会ですとか商工会議所などのご協力の下、企業へ訪問したり、あるいは個人の集まり、町内会などの少人数でも受付をして、そういったことをし、公式ホームページ、広報、エフエムG' S k y、町内会回覧などを通じて今まで以上に周知しているところです。出張申請は、市職員が企業やご指定の会場へ出向いて行うため、市役所へ来ることなく手続きができます。事前に申請者に予約していただくため、申請に係る時間が短縮でき、申請者の負担も少なくなっております。また、無料で顔写真を撮影し、申請受付する申請時来庁方式については好評を得ておりますけれども、夜間、休日開庁を継続し、少しでも市民の皆様の申請する機会を増やし、カードの普及に努めてまいります。来年度以降国の補助金はどうなるのか、まだ詳細が通知されておりますけれども、今年度同様に補助金が得られるのであれば、出張申請をより強化すべく、例えば受付専用車を使って各企業や個人宅を訪問するなど、他市の事例を参考にしより積極的に進めたいと考えております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 私も個人的に、できれば前向きに協力をしたいな、紹介するなどしたいなというふうに思っています。

次に参りますが、マイナンバーカード取得のメリットについて伺います。本市で行っていないことも含めて、一般的に電子証明、証明書等のコンビニ交付、保険証の一体化、免許証との一体化ということも出ていますが、様々なメリットはよく報道で見えるのですが、私も持っていますけれども、使ったことがないというか、持っていないなくても大きな支障がないというのが実態です。改めて、取得に対してアピールする個々の効果があれば伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 マイナンバーカード取得のメリットについてですが、今荒木議員さんがおっしゃられたコンビニ交付につきましては滝川市ではまだ導入できておりませんが、今後導入について考えていきたいと思っております。そのほかの持つことのメリットですが、写真つきの身分証明としての利用ですとか、令和6年度末からは運転免許証との一体化、介護保険申請や子育て

ての手續の簡略化、スムーズなオンラインによる確定申告、年金の各種届出が簡単になったり、基礎年金番号が分からなくてもカードがあれば手續が可能となることが挙げられます。また、マイナンバーカードを健康保険証として利用する申込みをすることで、保険証としての利用はもちろんですけれども、本人の同意を得た上で薬局でのお薬手帳の代わりや特定健診の情報などを医師に確認してもらうことが可能となります。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 それでは、次に参ります。

カード取得に関する個人情報の取り扱いについてということで、実は最近ここに記載のことを聞かれたのですが、私は明確に答えられませんでした。金融機関とのひもづけがなされた場合、いろんなメリットがあるだろうと言われていています。交付が早いとかです。その際、1か所だけでいいと思うのですけれども、複数持っていて1か所のひもづけで事足りるのですが、ひもづけされた個人の口座情報、特に資産情報を当該自治体が照会して、得ることができるのかどうかということを確認したいです。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 マイナンバーカード取得に関する個人情報の取扱いについてですけれども、今国のほうでもマイナポイント事業によるマイナポータルから公金受け取り口座の登録が推奨されています。これは、給付金等の受け取り手續を簡略化するためのもので、デジタル庁が管理している口座で給付金などを迅速に給付できるようにするためのものです。市民の方の中には、カードを作ると資産が全部分かってしまうのではないか、カードそのものの中に財産や資産、税金などの情報が入っているのではないか、マイナンバーを他人に見られると預貯金の情報が分かってしまうのではないかという誤った認識をされている方もいらっしゃいますが、カード自体に税金や年金などのプライバシー性の高い情報は入っておりませんし、マイナンバーを利用する範囲や収集、保管などは法令で厳しく制限されています。例えば我々が手續きを行う場合でも、その手續に必要な情報にしかアクセスすることはできません。このように個人情報は一元管理する仕組みにはなっていないため、芋ずる式に情報が漏れることはありません。ご質問の金融機関とマイナンバーのひもづけがされても市が個人の預貯金残高や資産情報を把握することはできませんので、安心して利用いただけるよう、市としても周知しているところでございます。

○議長 長 荒木議員。

◎3、教育行政

1、G I G Aスクール構想の現状と未来について

○荒木議員 それでは、最後の教育行政に参りますが、G I G Aスクール構想の現状と未来についてということで、P Cの1人1台端末は完了済みですが、運用等における現状の問題点があれば伺います。

また、ハード、ソフトの更新計画と財源見通しについても伺います。

○議長 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校における1人1台端末の現状と課題についてお答えいたします。

1人1台端末が導入され、令和3年度から本市においても小中学校での活用が始まっております。本市の活用状況につきましては、今年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査でもほぼ毎日利用したという回答が小学校で全国平均26.7パーセントに対して本市では51.8パーセント、中学校で全国平均21.6パーセントに対して本市では28.3パーセントと全国平均を上回る結果となっており、特に多くの小学校では今年度より市独自で導入した学習支援ソフトを昨年度から先行して活用し、低学年でも容易に端末を利用できるようにしたことから、全国平均を大きく上回る結果になったものと考えております。ただし、端末を利用すること自体が目的ではなく、デジタルとアナログを併用しつつ、より効果的にデジタルを活用し、授業の質を高めていくことが重要と考えております。この点では、小学校での授業支援ソフトの活用により日常の授業において課題の提示や児童の意見の共有、まとめや振り返りといった部分で効果的な活用ができていていると考えられておりますが、このほかのより効果的な活用方法という点では国においてもさらなる検証が必要な状況だと考えております。

また、今後のハード、それからソフトの更新計画につきましては、国においてようやくデジタル教科書の導入の方向性が示されたものの、そのほかの学習支援ソフトやデジタル教材の充実については検討課題となっており、最も大きな懸念材料である5年程度の使用で更新期限を迎える端末自体の更新に係る財源についても明確に示されていないというのが状況です。今後ハード、ソフトに係る財源につきましては、様々な団体を通して国に要望を行っている状況ですので、議員の皆様におかれましてもお力添えを賜ればと考えているところです。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 最後に伺いますが、5年程度の更新ということで、事前にお話を伺ったところによると恐らく1億5,000万円ぐらいかかるのではないかと、一括更新の場合。仮に5年計画で更新しますといっても年3,000万円ですから、小さい額ではない。国は、明確に財源の保障をしていない。そんな中で、よくあるパターンなのですけれども、地方交付税に盛り込んでいますとか、そういうことを言われるのですけれども、これは通告していないので、ごめんなさい。通告外だったら取り下げますが、交付税に盛り込まれているか盛り込まれていないかというのは、例えば基準財政需要額として反映されるとか、単位費用がどうだとかということで明確にすることって可能なのですか、不可能なのですか。もし通告外であれば取り下げます。

○議長 教育部長。

○教育部長 答弁になるか分かりませんが、財源措置されるかどうかという見通しも今明らかになっていない中で、交付税に算定されるのか、あるいは単位費用として見られるのかというところも不明確な状況でありますので、そういった情報も集めながら、議員ご指摘のとおり多年度に分けても数千万円、例えば5年に分割しながら更新していくにしてもかなり多額の予算を必要としますので、その点については財源の見通しの情報を集めながら更新してまいりたいというふうに考えております。

○荒木議員 終わります。

○議長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

続いて、柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 会派清新の柴田でございます。議長のご指名をいただきましたので、以下通告に従い、質問を行いたいと思います。

質問に入る前段であります、今回のこの質問をなぜしたのかというところが大変重要でございますので、一言説明を込めてお話をしたいと思います。私は、市議会議員になる前はここにご臨席の市の職員の皆さんと同様に昭和53年に滝川市の職員として奉職をさせていただき、以降17年にわたって滝川市職員として勤めてまいりました。昭和53年というのは、実は人口が5万3,000人、ピーク時であります。大体昭和52年から昭和58年頃まで、おおよそ5万3,000人の人口を抱える中堅都市であった時期でありました。当時滝川市は、10万都市を目指すとして多くの公共施設、あるいは財政資源を使って多くの事業を行ってまいりました。当時の行政のリーダーは、将来の子供たちも十分にご負担をいただいて、これら10万都市に向けて市民が一致して頑張っていこう、このようなお話をされて、それで5万3,000人の市民を引っ張って、将来に向かって10万都市を築く、このような目標でやってきた次第であります。リーダーというのは将来をどう見て、それに対してどう行政の行いをしていくのかということと計画をつくっていくというが大変重要だなど。当時私は10万都市なんていう計画はあまりにも大き過ぎると言って、実は市役所内部で鼻をつままれたほうなのであります、その当時なぜか私は水道部といろいろ話す機会がありまして、当時10万都市を滝川市が標榜しているときに水道部は5万都市でいいではないかということで、10万都市の水道整備を行わなかったのです。理事者もそれを、知っていたか、知らなかったのか、何も指摘をせずに5万都市のまま計画を進めたということとあります。ですから、現状水道行政は大変スムーズな推移を見せている。このことをまず一言皆さんにお伝えしたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、人口減少社会におけるまちづくりについて
- 2、都市整備に伴う用地確保について

その上で、市長の基本姿勢をお伺いしたいと思います。人口減少社会におけるまちづくりについて、今回はしっかりと聞いてまいりたいと思います。少子高齢化、そしてまた負の人口動態によりまして、本市の人口は先ほど申し上げたピーク時よりおおよそ30%減少しております。今後のまちづくりにおいて改めてこの問題にどう対処し、そしてまた膨張する市民負担の軽減にどう取り組んでいくかということはこれからの将来にわたる大きな課題だと私は思っております。このことについて市長としてどうお考えなのかお伺いしておきたいと思っております。

○議長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 柴田議員のご指摘のとおり、人口減少、少子高齢化社会におきましては今後さらに人口減少による税収の落ち込みや高齢化による医療や福祉ニーズの高まりなどにより、市民負担や行政負担の増加が見込まれ、道路、公園、上下水道などのインフラや公共施設の維持についても市民

1人当たりの負担は増加することが懸念をされます。人口減少下におきましては、人口ピーク時と同様の市政運営を行うことは極めて困難であり、人口規模に応じたまちづくりを進めていくということが必要不可欠となります。現在滝川市総合計画並びに立地適正化計画、公共施設個別施設計画の策定作業を進めておりますが、人口減少を最大限抑える努力を続けながら、一定の人口密度を維持し、生活の利便性を保ちつつ、まちのコンパクト化を図っていくと。また、老朽化した公共施設については計画的に集約、再編化していく、インフラの維持管理などについてもより効率化を図っていくなど、人口減少を見据えたまちづくりを長期的な視点を持って総合的に進めていくということで市民の皆さんがより少ない負担で安心して暮らすことができるまちを目指していく必要があるというふうに考えております。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 大変すばらしい答弁だと思います。ただ、将来滝川市をどう導いていくのか。今語られたことは、現状の維持、もしくは人口減少社会に備えて様々な計画を推進していくのだという、かいつまめばそういうお話だと思います。ただ、先ほど前段で申し上げましたとおり、将来に責任を持ってこういった計画づくりを進めていく。この負担を担うのは将来世代なのです。この将来世代に我々が責任を持って引き継いでいく、この責務を果たしていかなければいけないと私は思うのです。ですから、今回この質問をさせていただいた。よって、これから先の人口減少社会において、今取り組んでいる総合計画なり立地適正化なり、あるいは公共施設の個別計画なり、そういったものを将来に向かって責任を持って実施していく、そのための今年、来年になっていくのだろうと私は思っております。そこで、前田市長、今後とも将来のこの課題に対して前田市長は責任を持ってこの問題に取り組んでいくのかどうか。そのことについて前田市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの柴田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、柴田議員が奉職されたのは昭和53年、私が大学を出て、仕事をして、地元に戻ってきたのが昭和55年、それからまちづくり運動に参加をし、このまちの将来の議論を柴田議員と共にしたことを私はしっかりと覚えているところであります。その中で私どもは、その時点においてはこれからの滝川を担う人間としていろんなことを考え、提案をし、行動してきたつもりであります。現在これからの未来を担う子供たちにどうやってこのまちをすばらしいまちとして残していくかという責任を強く感じなければいけないときにきているというふうに思っております。そういうことから、今つくっております様々な計画、これはこれからの滝川の未来を指針をする計画だというふうに思っております。そういう意味では、幅広い意見を聞きながら、また未来の滝川を担っていく方々に負の遺産を残さないためにはどのようなことがベストか、ベターかということをよく議論しながら進めてまいりたいと思っております。全ての責任を負えるということはこの場では言えませんが、しっかりと責任感を持ってこれらの計画をつくり、未来につないでいくように努力してまいりたいと思っております。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 来年度は足早に参りますので、しっかり市長もこの計画の実施に向けて心身ともに頑張っていたきたいと思います。

次の質問に移りますが、実はこれも将来にわたる大変重要な視点でありますので、お聞き願いたいと思います。今回のこの質問は、都市整備に伴う用地確保についてということで、このことについて言われても何のことだか分からない場合があると思います。コンパクトシティーなる言葉が生まれて久しいわけですが、都市の重心は時間とともに移動するものでありますが、こういった場合必要な土地を本市で確保するについてはどういった方法で行うのかという質問であります。なぜこんな質問をするのかと申し上げますと、例えば広域消防、今まで消防署というのはまちの真ん中、大町、緑町地区にありました。これをなぜ郊外に持っていったのか。これは、やはり重心の移動であります。中空知という中で、芦別、赤平、雨竜、そして滝川、この間を取ってどこに消防行政の重心を置くのかということでは、今現在建てられた消防庁舎がそれぞれのまちの機能を保障していく、そういった位置づけが生まれている。ただ、滝川は無尽蔵に土地があるわけではありませんので、今後のまちづくりにおいてどういった手法をもって用地を確保したり、あるいは用地を確保しなかったりしていくのかということについて伺いをさせていただきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほど柴田議員のほうからこれまでの都市計画というか、まちづくりにおける拡大のお話があったかと思いますが、このことにつきましては過去の時代において右肩上がりの人口増加や社会経済状況の進展を見込む中で、郊外部に開発用地を求め、用途地域を拡大することでまちづくりを進めてきた時代もあったと認識をしております。しかし、近年は、議員のおっしゃるとおり、人口減少や少子高齢化によるまちのスポンジ化、低密度化が進行しており、このまま放置することは医療、福祉、商業など生活利便施設の撤退や地域コミュニティの低下、崩壊が危惧されることから、持続可能まちを目指した将来像を描くことが求められております。現在滝川市におきましては、国の法律に基づく立地適正化計画の策定作業を進めております。これまでのような都市の外縁化、拡大を進めるのではなく、将来にわたって一定程度の人口密度を保ちながら生活利便施設や地域コミュニティを維持、確保を図る区域を今から示すことで緩やかに居住誘導を図っていき、効率的な都市経営を目指すものでございます。新たに開発用地を確保するために用途地域を拡大するのではなく、今ある用地、用途地域の中で将来に向けての必要な生活利便施設や居住を誘導し、近隣自治体を含めた人口規模に対応した商業、医療、福祉などの都市機能を確保することで一定程度の人口密度を維持した持続可能なまちづくりにしていくことが重要であるものと考えているところでございます。そのためにも、民間開発の誘導をはじめ、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの都市計画の事業、さらには国の支援制度を活用する中で都市整備を進めていくことが求められているものと考えております。

以上になりますが、先ほど議員のほうからおっしゃられたとおり、これまでは拡大路線という部分があったかと思いますが、これをいかに密度の高いものに変えていくか、その中で拡大してきたところをさらに大きく拡大をして、中心部を移動させていくというようなものではなく、今ある土地

の中で各種機能を維持していくと、そういったことが重要なものということで答弁のほうをさせていただきます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 人口減少社会におけるまちづくりの仕方というのは大変難しいものだと思います。従来の滝川市のまちづくりの枠組みには当てはまらない大変難しい問題だと思います。今ご答弁いただいた内容については、十分理解ができます。これまで100の用地があったら、これから20の用地が必要になれば120の用地ということになるが、これからは100に20を足すのであればどこかから20を引かなければならない、そのようなまちづくりが必要になってくる大変厳しい時代に差しかかってくると思います。そういった意味で再度質問させていただきたいのですが、公共施設を1つ建てるにしても、今の説明の中では現在の滝川市内の今の用途地域の現状ではなかなか用地を確保するという点についても難しい状況になってきているのではないかなと思います。先ほどお話がありましたが、様々な再開発事業などについても国の支援制度をしっかりと活用していかなければいけない。しかしながら、一方で国の枠組み、様々な考え方がある。その国の枠組みにも合わせていかなければいけない。そういうことを考えるときに、今後そういった公共施設等の整備について現状たががはまってしまわないか、そのことについて1点お伺いしておきたいと思えます。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 ただいまの再質問ということで、公共施設の部分において新たに郊外部とかに設けてきた際に国の支援制度等を活用した際に、制約がないかというようなお話かとは思いますが、今の私どもで作成をしている立地適正化計画なるべきものは国の法律に基づく制度の中で策定するものでございます。こういった制度の中で運用しているからには、当然に国からの補助金という部分においてメリットがあるわけですが、何でもかんでもというようなものまでは補助は当たらないというような制度設計になっております。先ほども申しましたが、都市機能を誘導する、都市機能足るべきもの、医療、福祉、商業等のそういったこれからの生活において必要たるべきもの、そういったものを集約するために補助メニュー等が用意されておりますので、公共施設においてもこれから必要とする部分、既存の補助メニューもありますし、既存の補助メニューにないものもありますので、そういった部分を位置づけすることができるのか否かというような話になろうかと思えます。しかしながら、議員のおっしゃられるとおり、制約なしに全てにおいて可能かという質問に対しては、そのような制度設計にはなっていないということをお答えするような形になるかと思われます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 それでは最後に、市長にお伺いをさせていただきます。地元の考え方、滝川市としての考え方が1つある。国としての制約もある。そういった場面で、当然市長がその橋渡しのために中央省庁にしっかり足を向けて、頑張るその整合性を図っていく立場だと思います。今の議論を聞いて、そういった意味で国と地方の立場をつなぐ役割として市長は今後どういった取組を行っていくおつもりなのかお伺いしておきたいと思えます。

○議長 長 市長。

○市長 ただいま建設部次長からいろいろお答えをした中で、立地適正化計画については十分ご理解をいただいたと思います。ただ、国にさせていただくこと、国のたががいろいろとはまる中において滝川市として必要となった場合どうするか、その調整、また要望には私が先頭になって行くのは、これは当然のことであると思っております。地元の考えを優先しながら、地元の要望がかなうようお願いをしていくということが1つであると思っております。そのほかにも様々な民間開発等も考えられるわけですので、民間との橋渡し役ですとか、様々な分野において先頭に立って様々な困難を乗り越えて、立地適正化、また公共施設の再編、そして新しい総合計画を進めてまいり、その決意を持って臨んでいきたいと思っております。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 来年以降に向けた市長の強い決議をお伺いいたしましたので、以上をもって私の質問を終わります。

○議長 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

ここで議場内の換気を行うため、暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時18分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 会派みどりの山口です。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

◎1、市民生活行政

1、おくやみハンドブックについて

2、市営墓地内の墓じまいについて

1、市民生活行政ですけれども、滝川市も人口減、それから高齢化が進んでおります。この2項目は、そういう状況下、市民の要望が多い質問となっておりますので、ご答弁よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1つ目、おくやみハンドブックについてです。前回の委員会におきまして10月発行予定ということでおくやみハンドブックの報告がございましたけれども、その内容と今後の展望についてお伺ひしたいと思います。

また、昨年第4回市議会定例会で私の一般質問のこの項目に関する到達点はおくやみ窓口の一本化による設置ということにありますので、その点についてもいま一度市長の考えをお伺ひしたいと思います。

○議長 長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 死亡時には多くの行政手続が必要となることから、遺族の方は市役所の各窓口へ

案内されて手続を行っております。現在市民課で死亡時の窓口への案内を行っておりますけれども、このたび必要な手続が一つの冊子で確認できるおくやみハンドブックを作成することといたしました。ハンドブックの作成により、遺族の方にとりましては手続の負担軽減や手続漏れを防ぐことが期待され、市としましても手続の効率化や市民サービスの向上につながるものというふうを考えております。滝川市おくやみハンドブックは、中とじA4サイズ、フルカラーで、広告ページを除いて48ページを予定しております。発行部数は初年度は1,000部を予定しており、死亡のお届けをいただいた際に市民課窓口または江部乙支所でお渡しいたします。また、ご希望があれば、生前に手続について知りたいとされる方にもお渡しする予定です。

ハンドブックの掲載内容といたしましては、該当する項目を自らチェックすることで必要な手続が分かる手続チェックリストや市役所での手続、あるいは相続手続など市役所以外での一般的な手続も含め90余りの手続を掲載し、遺族の方が慣れない手続に対してどのようなタイミングで何をするのか把握することができます。亡くなった方それぞれに必要な手続というのは異なってまいりますけれども、多くの手続が必要となる方にとっては一度に手続の説明を受けることは大きな負担です。ご自宅等でハンドブックを読んでいただき、今後の手続のスケジュールを立てる参考にもなると考えております。また、ハンドブックには庁舎フロアマップを掲載し、どこの窓口へ行けばよいのか視覚的に把握することができるようにしておりますし、また遺族の方から特に相談の多い相続手続などで戸籍を請求する際にご活用いただける郵送請求書と委任状及び記載例のページも設けております。作成に係る費用は、受託事業者が民間企業から広告を募り、その費用で制作、印刷、納品等全ての費用を賄うため、市の負担はありません。配付開始は、本年の10月を予定しております。

おくやみ窓口の設置につきましては、取扱業務が複数課にわたること、専用スペースの確保やシステムの整備、人員の確保、所管との連携の確立など様々な課題があると考えております。このため、全庁的な検討が必要な課題です。また、山口議員からのお話や市民の方のお話を聞くと、窓口を1つにするということとともに、複数の手続が一元化されることも求められているのではないかとこのように捉えております。仕事の在り方、事務の受付の在り方が今のままだと窓口を一元化してもこれらの解決というのは難しいと考えておまして、何らかの仕組みやシステムの整備というのが必要だと考えています。または、多くのスタッフを配置することによって対応する。いずれにせよ相当のコストが発生するというふうを考えておりますので、現時点では昨年のご質問で答弁したとおり現在の方法が最適だと考えております。

今回のおくやみハンドブックの作成も1つですが、市としましては市民の皆様の負担を減らすことや効率的な行政運営の在り方についてを常に念頭に置いて検討してまいります。ハンドブック作成で満足せず、引き続き検討を行ってまいります。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 昨年12月に私が一般質問させていただいて、まず第一歩として早急にこういうハンドブックを作成していただいた、所管の方には敬意を表したいというふうに思います。最後のほうで部長が言っていましたけれども、いろんなこういうものをそのときに書きますよという資料をも

らうのはいいのですけれども、今北見市とかで行われているようにデジタルで処理をできるはずなのです。1枚1枚全部紙に書いて、同じ住所を書いて、名前を書いてと、そういうのを何回もハンドブックを見ながら、多分いろんな窓口に出すのだと思うのですけれども、そういうものこそマイナンバーカードとかというのを使ったり、そういうことができるはずなのです。デジタルの世界になってきているのですから、ぜひその辺も検討していただきたい。それからとにかく高齢者に便利ないようにこういうものをもっともっと進めていただきたいというふうに思うのですけれども、やっぱりリーダーの市長の考え一つだと思うのですけれども、市長はどういうふうに考えておりますか。

○議長 長 市長。

○市長 山口議員のご質問にお答えしたいと思いますが、議員がおっしゃるとおり、4定でご質問いただいたことを早急に検討し、おくやみハンドブックを作った職員の皆様を評価していただきたいと、そういうふうに思います。

そして、先ほど所管の部長からお話ございましたとおり、様々な課題を今何とか解決していこうというふうに考えているわけですが、法律的にかなり多岐にわたるということで、先ほどのお話にありました書かない窓口、北見市役所のようなものがこれから広がってくるということも今課題として指示をしております。そのような窓口もぜひDX化の中で考えていけないかということをお話しておりますし、おくやみの窓口の一本化につきましても、隣の砂川市においてはエキスパートの職員が1人いらっちゃって、頑張っていっちゃるということでございます。そのような職員が育つかどうかということ、そしてその継続性の問題、また窓口を1つにして、そこに職員が多数張りついて、来ていただくということについても不合理性があるかもしれないです。効率化が悪いという観点もあるわけですが、そういう意味ではまだまだ課題が多いと思いますが、窓口の一本化に向けての努力はこれからも続けてまいりたいと思っておりますが、今のところ私は所管の考え方を尊重し、市民の皆さん方に少しでも簡易にその手続きができるような方法に向けて努力するように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、2つ目の質問に移ります。こちらのほうも高齢者が増えてきて市民の要望が多い質問なのですけれども、市営墓地内の墓じまいについてです。滝川市の市営墓地は、空知太、滝の川、江部乙ということで3か所あるのですけれども、市営墓地全体の大まかな総墓数、それから直近2年間における新規使用申請と墓じまいの件数についてまずはお伺いしたいと思います。

また、墓じまいをするときの手続や注意点、墓じまいと合同墓の関係性についてもお伺いします。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 墓地についてのご質問ですけれども、市営墓地全体の区画数は9,412区画あります。うち、使用届が出されて使用されているものが8,850区画です。ただ、使用区画の中でもまだお墓が建立されていない区画があることですか、一つの区画に複数のお墓が建てられている場合もあることから、正確には分かりませんが、少なくとも8,000基以上のお墓があるというふうに想定しております。直近2年間の墓地区画の新規使用の申請件数は、令和2年度が11件、令和3年度が10件。これに対しまして、墓じまい等に伴う区画の返還は、令和2年度

が37件、そのうち改葬が30件、令和3年度は58件、そのうち改葬が51件となっております。

墓じまいをされるときの一般的な手続といたしましては、使用していた区画を市に返還するための墓地返還届の提出が必要になります。あわせて、お墓から取り出した焼骨を別な場所に移動するための改葬許可申請が必要となります。これらの手続に関して注意していただきたい事項としましては、もちろん関係する親族と相談されることが前提となりますけれども、1つ目に、墓地の使用者がもし亡くなっていた場合、その承継の手続が済んでいること、2つ目に、お墓に埋蔵されている全ての焼骨の埋葬届の提出が済まされていること、3つ目に、取り出した焼骨の改葬先が決まっていること、4つ目に、お墓を解体するため、業者などに手配が整っていることが挙げられます。墓じまいをされる方の改葬先についてですけれども、滝川市を離れ、ご家族が居住している自治体が運営する墓地や、あるいは民間が運営する墓地や霊園に埋葬されるケースが、令和3年のデータしかありませんけれども、27件、市内のお寺や納骨堂に収骨をするケースが令和3年度で8件、もう一つの選択肢として滝川市の合同墓がありますけれども、令和3年度の改葬は16件がありました。それぞれのご家族の考え方や供養の仕方、埋蔵費用などにより最適な場所をお選びいただいていると考えております。

お墓の手続につきましては、とても複雑といたしますが、難しいこともありますので、市の公式ホームページに掲載しているほか、最近では死亡のお届けをいただいたとき、あるいは火葬場で火葬したときにお墓の手続をしていただくようご案内しております。このため、最近では電話や窓口での承継や埋蔵に関する問合せや相談が増えている状況にあります。窓口に来庁される方には、お墓の手続が初めてという方や何をどうしていいのかわからないといったケースも多く、こうした方に対してその方がどのようにお墓を使用されているかを台帳から確認し、手続と流れと用意いただく必要書類などについてご理解いただけるよう、職員が丁寧に説明しております。さらに、先ほどお話ししました10月発行予定のおくやみハンドブックに墓地の手続に関するご案内を掲載するほか、今年度墓地管理システムを導入する予定となっておりますので、お手続きに係る時間の短縮が図られる見込みとなっております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 大変よく分かりました。墓じまいをする方は結構多いのだなというふうに思い、またこれからもますます増えていくのだと思うのですけれども、実際に墓じまいをしてきた方々というのは、市内の方とか、それから市外の方とかという区別は分かるのでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 正確な数字ではないのですが、墓じまいの手続をする方の半数以上の方が市外にお住まいの方となっております。そうした方は、お盆などの帰省の機会に市役所に来庁される方が大体3割ぐらい、そのほか電話ですとか郵送等で手続される方が7割ぐらいというふうになっております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、次に移ります。

◎2、教育行政

1、滝の川運動公園の用途について

教育行政ですけれども、こちらのほうは子供のための質問になるのですけれども、滝の川運動公園の用途についてお伺いいたします。滝川第一小学校区、滝川第二小学校区にはサッカーの専用グラウンドがないため、この校区にあるクラブチームは練習を空知川河川敷と石狩川河川敷にあるサッカー専用グラウンドで行って来ました。遠く河川敷まで小学生が自転車で移動するのは、交通安全の面からも大変心配があります。そこで、滝の川運動公園内にテニスコートが新設されることになっていますが、空く土地を少年サッカーでも使用できるような他用途のスポーツ用広場に改造してはどうかというふうな提言なのです。一応クラブチームの要請を受けて私が所属する団体で管理している空知川のサッカーグラウンドなども紹介をして、使えるようにしたのですが、実際には小学生の子供たちは、親が2人とも仕事をしていて送り迎えができないということなので、ほとんどが自転車で来たのですけれども、とても危なっかしくて、国道も通ってということなので、これは無理だなと思いました。一応スポーツ協会とかにもどこかないですかということをお願いをしたり、民間の空き地などもお願いをしたのですけれども、どこもうまくマッチングできなくて、大変困っているのです、ここがもし使えるようなスペースがあるのであれば、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

○議長 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 滝の川公園の用途についてのご質問でございますが、現在滝の川公園内にはサッカー場が整備されておらず、議員のお話にもあったとおり、空知川河川敷に整備しているサッカー場ですとか民間施設などを利用してサッカーの練習、大会などが行われております。ご提案いただいたように、今般テニスコートを改修しまして、旧硬式テニスコートが跡地となります。そういった跡地をサッカーの練習などに使用できる他用途スポーツ広場として活用するとした場合、現在整備されておりますテニスのネットポストですとか基礎を取り外した後に埋め戻し、整地などの改修が必要となります。また、新たな施設を運用する場合におきましては、維持管理の方法、使用上のルールなどを整備し、想定される利用団体との調整が必要と考えておりますので、滝の川公園を管理する指定管理者とも十分な協議を行い、旧硬式テニスコート跡地の有効活用に向けて検討してまいりたいと思っております。

○山口議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

寄谷議員の発言を許します。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷です。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

◎1、市政運営

1、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）との関わりについて

2、安倍晋三元首相の国葬に際する弔意表明等について

まず初めに、1、市政運営、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）との関わりについて伺います。

旧統一教会や関連団体との関係について、国会議員などが問題にされています。しかし、旧統一教会との接点は国レベルにとどまらず、地方自治体においても旧統一教会の関連団体から寄附を受けるなどの事実が明らかになってきています。これが問題にされるのは、旧統一教会は霊感商法や集団結婚などで社会的批判を浴びてきた集団で、関係を持つことがその活動を支援、助長することにつながるからです。

そこで、伺いたいと思います。本市は、旧統一教会、またはその関連団体から寄附金等の支援を受けたことがありますか。

また、今後寄附等の申入れや催しの後援を要請された場合の対応について伺いたいと思います。

○議長 長 寄谷議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 滝川市におきましては、記録を確認しましたところ、旧統一教会及びその関連団体から過去5年間において寄附金等の支援を受けたことはありません。

当該団体に限らず、例えば報道等により社会的に問題となっている団体等から寄附等の申入れや後援等の要請があった場合には、十分に情報収集を行い、関係規定に従うなどして慎重かつ適切に対応してまいります。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今後の対応のところでは慎重に対応するということがあったのですが、旧統一教会及びその関連団体との関係についてはどのようにお考えなのか伺えますでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先ほどの寄谷議員のご質問にもありましたが、旧統一教会やこの関連団体につきましては悪質商法などの不法行為による被害が社会的な問題となっておりますことから、そういった問題の原因とされています団体からの寄附等についてはお断りをするというふうに考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。

2、安倍晋三元首相の国葬に際する弔意表明等について伺います。政府は、8月26日の閣議で安倍晋三元首相の国葬費用を閣議決定しましたが、各府省や関係団体に弔意表明を求める閣議了解は見送り、自治体や教育委員会に弔意表明の協力を要望する予定もないとしました。

そこで、伺います。弔意表明等はそれぞれの自治体や教育委員会の判断するところとなりますが、本市での考えを伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 今月の27日に安倍元首相の国葬が執り行われることが政府において決定されておりますが、現時点では国から自治体に対してこのことに関する通知等はございません。安倍元首相におかれましては、長期にわたり首相の重責を担われた方でありますので、哀悼の意を寄せる機会が設けられることにつきましては理解をしておりますし、国として判断されるということになるところですが、本市における対応につきましては、国からの要請の有無、それから他の自治体の動向なども参考にしながら判断したいと考えております。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 教育委員会といたしましては、市立学校に対して現時点で弔意表明の協力を要請する考えはございません。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 ただいま答弁ありましたが、市のトップである市長は何か予定されていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいま総務部長がお答えしたとおりでございます。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。

◎2、個人情報保護

1、自衛隊札幌地方協力本部に対する募集対象者の情報提供の状況について

2、個人情報保護の問題ですが、自衛隊札幌地方協力本部に対する募集対象者の情報提供の状況について伺います。平成27年度から数年間は募集広報官が住民基本台帳を閲覧し、氏名、住所、生年月日、性別の情報を書き写していましたが、その後媒体による情報提供に変更されているかと思えます。そこで、この情報提供方法の変更後の運用について伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 滝川市では、令和2年度から自衛隊札幌地方協力本部から自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料についての提供の求めがあった場合、当該情報が掲載された紙媒体の資料を提供しております。また、自衛隊札幌地方協力本部と取り交わしている覚書に基づき、提供された個人情報の管理体制等については市職員が必要に応じて状況を確認するほか、情報の利用後は当該資料の返却を義務づけるなど、適正な情報管理が図られるよう努めているところです。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 この紙媒体での情報提供について2点ほどお伺いしたいのですが、まず1点目ですが、令和2年から行っているということですが、自衛隊への提供について、ホームページ等を見たのですが、情報が提供されているということが確認できませんでした。それで、もしかしたら自衛隊への提供については公表されていないのではないのかなというふうに思いましたので、そこについて伺いたいと思います。住民基本台帳の閲覧状況については、年1回公表することになっています。それで、どのような方がどういう目的でどういう情報を閲覧したのかということが年1回公表されるわけですが、そこには自衛隊の名前というのはありませんでした。同じ個人情報について公表される場合と公表されない場合があるのかなと思いましたが、その実態について伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 自衛隊札幌地方協力本部に対する資料提供につきましては、市としまして当該資料提供を実施させていただくということにつきましては既に委員会等でも報告をさせていただいている

ところでもありますし、毎年度定期的な求めに応じて実施するものであり、随時の申請によってなされる住民基本台帳の閲覧とは性質が異なるというものと考えておりますので、情報提供の都度そのことを公表するという点については考えておりません。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 一度提供するということを言っているのですが、毎年行う必要はないということなのですが、この個人情報の管理としてそれが適切なのかどうかについては疑問を私は感じます。非常に重要な情報ですし、毎年公開されているというのは、どういう情報が出ているのか、それをそこに登録されている方がしっかり管理されているかどうか、それをチェックする機会を与えることではないかと思えます。そういう意味では、以前は自衛隊の場合の情報の取得についても閲覧、そして書き写しということをしていたわけですので、その場合は毎年1回公表される中に名前があったと思えます。同じ情報を提供しているのに、毎年名前が出てこないというふうになれば、若い世代、これからの方についてはそういう情報が提供されていることが分からないで済んでしまうかもしれませんので、そうすると住民基本台帳の利用状況の公表についての法の趣旨からずれてくるのではないかと思うので、その点について見直しが必要ではないかと考えますが、その辺についてどうお考えなのか伺いたいと思えます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 この自衛官及び自衛官候補生の募集に関する対象者の情報提供につきましては、法に基づいて法定受託事務として実施をするというようなことで、委員会にも以前に報告をさせていただいております。そういった自衛隊法に基づく要請に対する公表、これと不特定多数の方たちを対象としております住民基本台帳法の閲覧に関する情報、これについては同一のものというふうには、同一といいたいでしょうか、同じ扱いをするものというふうには考えておりません。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今の公開の点についてはこれが最後の質問にしますけれども、私がこの問題で危惧しているのは、住民にとってこのことがどのように映るのかということです。自衛隊の方というのは国民の命を守るために日夜活動されているわけですし、非常に重要な役割を果たしていると私は考えます。そのようなところが個人情報の取得に関して一般とは違って閲覧とかではなくて紙の媒体で情報提供を得ている。それについて公開されないというふうになれば、やましいところはなくても、市民はなぜ自衛隊だけが公開されないで情報を受けているのかということで、秘密に情報が流れているように感じてしまうかもしれません。それは、自衛隊にとっても必ずしもプラスではないと思えます。信頼を傷つけるような、そういう疑いというのを持たれるおそれがありますので、そういうことを防ぐ上でもほかの情報の保護と同じような扱い、それをするのが望ましいのではないかとということで今回の質問を出しました。そういう点で、自衛隊の名誉との関わりで市はどのように考えるのか伺いたいと思えます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 自衛隊の信頼に関わるものではないかというようなご質問かと思えます。私どもとしては、自衛隊法に基づきまして、自衛隊地方協力本部から要請があった際に提供するというこ

とで考えておりますので、まさに自衛隊側からの要請に応じてということですので、自衛隊の信頼に関わる問題というふうには考えておりません。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、紙媒体での情報提供に関して2つ目の質問なのですが、情報提供に関しまして福岡市では情報提供を望まない対象者の除外申請というのを受け付けています。これは、個人情報のコントロール権というものを住民に認めるものであり、非常に進んだ制度だと思います。これは、住民基本台帳の場合にはそういう情報提供について拒む権利というのはないわけですが、認めてはいけないわけではありませんで、個人情報の保護をするという上では非常に進んだ制度だと思います。このような制度について本市でも紙媒体での提供に関しては導入する余地があるのかなと思いますので、その辺についての考えを伺いたいと思います。

○議 長 寄谷議員、ただいまの質問のところですが、件名2の項目1、要旨1で質問通告書は終わっているのですが、2つ目のという……

○寄谷議員 そこではなくて、紙媒体での提供を令和2年から行っているということで、その運用について、1点目は公開しないのですかという、そういう運用状況についての確認と、2点目は除外申請しているけれども、本市での運用はしていないのかということを知りたいです。

○議 長 要旨1の中で2つ聞きたかったということですね。

○寄谷議員 答弁に対する内容です。

○議 長 2点目と言いましたので、要旨が2あるのかなと思ったのです。

○寄谷議員 違います。

○議 長 了解しました。

総務部長。

○総務部長 再質問の中にありました自衛隊へ個人情報が提供されることを望まない場合に、あらかじめ自治体に対して提供する名簿から自らの情報を除外するよう申請できるような制度、こういった制度を実施している自治体があるということは認識しております。しかし、住民基本台帳法に基づく閲覧請求をはじめ、その他法令に基づく個人情報の提供依頼への対応に際しまして、必ずしも対象者からそうした事前の除外の申出を受けるような措置は取られていないということも考え合わせますと、現時点ではこの件に関してのみ、そうした特別な措置を実施することは考えておりません。しかしながら、今後他の自治体等の動向も注視をしながら、引き続きその必要性等については検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 寄谷議員、今のところの再質問に入りますか、次の要旨に移りますか。

○寄谷議員 次の質問に移ります。

○議 長 それでは、ここで昼食休憩に入りたいと思いますので、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時57分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寄谷議員の一般質問を続行いたします。寄谷議員。

◎3、市民福祉行政

1、フードバンク活動の支援について

○寄谷議員 それでは、続きましてフードバンク活動の支援について伺います。食品ロス削減について度々取り上げられていますが、取り組む余地はまだ残されていると思います。市内には地域食堂が幾つも開設されており、フードバンク活動が強化されれば食品ロスの削減や食材を必要とするところへの食材提供がもっと図られることになるのではないのでしょうか。フードバンク活動支援についての市の考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 フードロスの解決策として、フードバンク活動を支援し、その食材を地域食堂で活用してはどうかのご質問にお答えします。

市内では、街なかのリポーン、江部乙地区の乙なキッチン、滝の川地区のみんなの食卓など、地域食堂をはじめとした食を通じたボランティア活動が行われています。これらの活動団体にフードバンク活動の可能性についてお伺いしたところ、利用者からいただく費用の中で食材は賄えていること、そして必要とする食材とフードバンクの食材が必ずしもマッチングするわけではないという理由から、現状ではフードバンクの利用は考えていないとのことでした。また、各団体と共に地元の商店や農家から食材を購入することで地域経済の役に立ちたい、あるいは活動に賛同して下さる方々から畑で取れたものを頂いているとのことであり、食材を通じた地域や支援者とのつながりは大変理想的な姿であると感じているところです。所管といたしましては、さきの団体を含め、フードバンクを利用したいというご要望やフードバンク活動を始めたいとする団体からのお問合せをいただいていることから、具体的な支援策については今のところございません。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今回この質問をするに当たって、市民課の方については地域食堂に足を運んで話を聞いていただいたりしたことについて非常に感謝しています。そこで、市内での地域食堂の実情等もよく分かりました。食材を提供して下さる方、それから食材を利用したいという方とのつながりが非常にあって有効であるということは分かったのですが、それで滝川市の場合十分かということ、もしかしたらそういう食材が欲しいけれども、手になかなか入りづらい、そういう人がこのネットワークから漏れ落ちている可能性があるのではないかと、そういう危惧がありました。未利用食品の利用促進やフードバンク支援については、国のほうから特にコロナの状態になってから幾度も通知、通達が出されています。本市の場合、そういう通達を受けてもあえてそういう食材のロスに新しく取り組む必要が本当はないのかどうか、そのところの検証も含めて質問を伺いました。

前回の議会の中でも学校給食の問題が出たのですが、滝川市の場合大きな食品を製造しているところがないということで、社会貢献活動として食材を提供する団体がないとか、それから人口数の

関係もあって食料に困っているという人が目に見えづらい、たくさんいない、そういう状態があるので、フードバンクの必要性というのではないのかもしれないのですが、もし一人でも食材の確保に困っている方があれば、手を差し伸べる必要があるのではないかと思います。そういう意味で、現在活動に取り組むことは考えていないということだったのですが、ネットワークの構築から始めることが必要なのではないかなと思いますので、もし市や民間でこういうフードバンク活動をやりたいというふうに手を挙げる方がいた場合には、市としては市民とつながりのある職員の方の協力とか、それから民生委員の方、そういう方のネットワークというのはこれから取り組みたいという方にとっては力強いものになると思います。ですので、手を挙げる方がいれば市としては応援していただけるのか、それについて改めて伺いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 手を挙げる人がいれば支援するのかというご質問ですけれども、先ほども答弁の中で具体的な活動をするという団体ですとか、我々のほうには声が届いていませんので、具体的なものがなくて、支援のしようがない、検討のしようがないということと、それと食材を求めている人、あるいは求められている側というのがどういう目的でそこを支援するのかということがまた出てくると思いますので、それを漠然と一つの食品ロスという切り口で考えるのではなくて、目的、ニーズに沿った検討が必要だと思いますので、何かそういう具体的な声があれば私たちのほうまで声を寄せていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。

◎4、選挙運営

- 1、不在者投票の不正防止対策について
- 2、期日前投票について

選挙運営に関してですが、1、不在者投票の不正防止対策について伺います。7月に行われた参議院選挙で、道内の他市の特別養護老人ホーム施設長らが認知症の入所者の不在者投票を勝手に行うという不正が発覚しました。北海道新聞でこの記事を見たわけですが、北海道選挙管理委員会が不在者投票できると指定した施設のうち、道内の人口上位12市の福祉、医療施設の9割以上で投票の公正をチェックする第三者の立会人が不在なまま投票が行われていたと報道されました。投票の不正をチェックする第三者の立会人は必要ですが、確保が難しいようです。

そこで、伺いたいと思います。本市において不在者投票を行うことができる指定病院、指定老人ホーム等は16施設あります。これらの指定施設における第三者の立会人の配置状況について伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。選挙事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 滝川市内には、病院及び老人ホーム等、計16か所の指定施設がございます。今回の参議院議員通常選挙の際には、そのうち15か所の指定施設で不在者投票が行われたところでございます。今回の選挙で不在者投票を実施しました15施設のうち、第三者の立会人、

外部立会人を配置した施設はございません。公職選挙法上、施設で行われる不在者投票における第三者の立会人、外部立会人の配置につきましては努力義務となっておりますが、選挙管理委員会といたしましても第三者による立会人の配置については不在者投票の公正確保の観点から重要であるという認識はございます。しかしながら、直ちに全ての施設に第三者の立会人を配置するなどの対応は、議員もご指摘のとおり、人員の確保ですとか、施設間の不在者投票の実施日が重複するなどいろいろ課題もございます。今後施設からの申請があった場合は、人員、日程等の調整を図りながら配置の拡充を進めたいというふうに考えております。

なお、不在者投票の不正防止を図る取組の一つといたしましては、選挙の都度、不在者投票実施に先立ち、事前に指定施設の不在者投票のご担当者の方々に市役所にお集まりいただき、不在者投票執行に係る説明会を行っているところでございます。今回の報道等を踏まえ、次回選挙時の説明会の際は施設内での不在者投票において不正が行われないよう、一層の注意喚起を促すよう努めたいと考えております。

○議長 長 ここで訂正いたします。

先ほど答弁者に選挙事務局長と申し上げましたが、正しくは選管事務局長の答弁でございました。訂正しておわび申し上げます。

寄谷議員。

○寄谷議員 各施設ではなかなか立会人の確保が難しいということだったのですけれども、期日前の投票所とか、それから当日投票所、これはたしか19か所ぐらいあったのではないかと思うのですが、そこでの立会人というのはどういう方がどういう形でなっているのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長 長 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 選挙の際の投票所などの投票立会人につきましては、選管事務局のほうで投票所内の方々にいろいろお声がけさせていただいて確保に努めているところでございます。開票所の立会人につきましては、例えば各政党の皆さんから募集等を図った上で、その方々に定員の範囲の中でお願いしているところでございます。立会人の確保については、高齢化、いろいろ問題があり、難しいところなのですけれども、その都度、その都度選挙管理委員会でお声がけさせていただいてお願いさせていただいているという次第です。

(何事か言う声あり)

○選挙管理委員会事務局長 失礼しました。

期日前投票につきましても、選挙管理委員会から、例えば今までやったことのある方ですとか、そういったような方々にお願いして立会人となっていただいているところです。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今回投票の不正が行われているということが分かったところがあるのですけれども、もし投票の不正が続くということがあれば、不在者投票ができるというふうに指定されているところの指定が取り消されることもあるのではないかと思うのです。そうなれば、そこに入所されている方の投票の機会を奪うことになりますので、投票の公正を確保するためにも、単に努力義務だ、

なかなか確保が難しいということで甘んじてはいけないのではないかと思います。その点で、期日前投票とか当日の投票所での立会人、集めるのは苦勞されているかもしれませんが、ここで集めるのと同じような形でこういう施設の立会人についても市のほうでしっかり確保していくということは難しいのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長 長 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 不在者投票におけるそれぞれの施設の立会人の方々の確保ということでございますけれども、我々といたしましても、先ほども述べたとおり、非常に重要であるという認識はあります。その認識の中で、我々のまずできる範囲で確保させていただいて、施設の方々とも協議させていただいて、それぞれの施設で行われる不在者投票の際は人員を配置する。不在者投票の申請があった場合は、選挙管理委員会といたしましても極力配置させていただくという方向で立会人の確保にも今後努めたいと考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、最後の質問に移ります。

期日前投票についてですが、期日前投票の場所は江部乙支所と市役所の8階に開設されています。市役所にはエレベーターはありますが、市民から行きにくいとの声が上がっています。また、あの部屋の中で1人、2人の方が投票する場合には、周りから監視されているようで落ち着いて投票できないとの声もあり、改善が望まれています。

そこで、伺いたいと思いますが、市役所の1階に期日前投票所を開設することで市民の利便性を高めることができると考えますが、この点について市の考えを伺いたいと思います。

○議長 長 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 期日前投票の関係でございますけれども、選挙管理委員会といたしましても期日前投票はより多くの方々に投票の機会を持っていただくための大切な制度であり、投票環境の向上を図る有効な手段であるという認識はしております。市役所1階における期日前投票の開設についてですが、期日前投票は選挙当日の投票所と同様、投票の秘密保持等、投票事務の管理、執行が求められているところでございます。しかしながら、市役所1階は御存じのとおり投票以外にも各種窓口ですとか図書館等を利用される多くの方々のご一般の皆さんの往来もあります。加えまして、ロビーはガラス面が多く、外からも投票所内の様子がうかがえてしまうということがあります。そのため、1階に開設した場合、投票の秘密の保持等、投票事務の管理、執行する上で配慮しなければならないという部分を満たすことが難しくなることが推察されます。また、1階の場合、ロビーに開設することが想定されますけれども、8階の投票所よりも狭くなりますことから、職員及び立会人等の必要な人員の配置及び記載台等各種設営に要するスペースの安定的な確保も難しくなるというふうを考えております。

以上のことから、選挙管理委員会といたしましては、期日前投票につきましては市役所1階よりもこれまで開設してきました8階がより適切であると考えております。エレベーターがあるとはいえ、期日前投票がある8階までお越しいただくことでご不便をおかけすることがありますが、投票に来られた方がスムーズに投票できるように積極的にお声がけをさせていただく等の対応を図るこ

とで引き続き投票しやすい環境づくりに努めますので、期日前投票の適正な管理、執行にご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 1階のロビーについては、狭いという問題があるということは分かりました。今後投票しやすい環境づくりに努めていただけるということなのですが、その中に、例えば他の公共施設の1階での開設を検討するであるとか、それから今建設に向けて進んでいます複合施設なのですが、そこで投票所を開設できるような多目的なスペースをつくる、そういうようなことへの検討も含まれているというふうに考えてよろしいでしょうか、伺いたいと思います。

○議長 長 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 質問についてですけれども、現状例えば新しい施設がどのような施設になるかということも面積等が分からないことから、この場で返答はできないのですが、ただ例えば期日前投票などにつきましては毎回、投票率なのですが、上がってきております。そのため、まずはそういった現状の制度です。上昇傾向にありますので、例えば期日前投票の一層の利用促進を図っていくというふうに現状では選挙管理委員会は考えております。

○寄谷議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして寄谷議員の質問を終了いたします。

佐々木議員の発言を許します。佐々木議員。

○佐々木議員 新政会の佐々木です。通告に従い、質問いたします。

◎1、保健福祉行政

1、コロナウイルスワクチンについて

初めに、保健福祉、コロナウイルスワクチンについてお伺いいたします。若年層へのコロナワクチン接種率は全国的に低く、各自治体においていろいろな工夫を行っております。本市における接種率向上に向けた取組について伺います。

○議長 長 佐々木議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 若年層のワクチン接種につきましては、昨年の8月からスタートしております。接種率向上のため、昨年の10月には12歳以上の接種対象者のうち、接種や予約を行っていない全ての個人宛てに勧奨の通知を出させていただきました。若年層に向けた追加、3回目接種につきましては、これは本年の5月から開始されたところでございますけれども、6月には12歳以上の3回目未接種者全員への勧奨通知を送付したほか、7月には全戸に向けて広報たきかわに接種勧奨のチラシを折り込むとともに、エフエムG' S k yにおいて1日2回のCM放送を開始したり、公式ホームページやSNSを活用した情報発信にも努めてきたところです。さらに、夏休み期間以降につきましても若年層が接種しやすいように、土曜日の接種枠ですとか17時以降の接種枠を増やすなど、接種体制の拡充にも努めてまいりました。

また、5歳から11歳への小児接種につきましては、これは本年の3月から接種開始となったところですが、これは9月5日までになりますけれども、予防接種法上の努力義務の対象とさ

れていなかったということも影響しているのかなとは思いますが、接種率が、これは全国的にですが、伸び悩んでいる現状にあります。先頃政令が改正されまして、9月6日以降、努力義務の対象というふうになったところであり、かつ10月以降というふうに思っておりますが、小児接種における追加、3回目接種というものが今後予定をされておりますので、これと併せた周知ということも今後進めていきたいというふうに思っております。オミクロン株対応ワクチンの接種も含めまして適切な情報を入手して、制度を市民の皆様提供していく必要があるというふうに考えております。

若年層の皆様の接種率が向上することは、感染拡大防止の観点からも非常に重要というふうに考えてございますが、ワクチンを打つか打たないかを決めるのは最終的には保護者であり、子供本人であること、また文部科学省におきましても12歳以上の子供について接種は強制ではなく、子供本人や保護者の判断が尊重されるべきだというふうにした上でワクチンの効果、副反応、それから相談先の情報などを周知することが重要というふうにされているところでございます。今後とも、強制するものではございませんが、接種については感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について考慮いただき、保護者が接種を受けるお子様とご相談の上で判断いただけるよう、引き続きホームページ、広報等によりまして啓発を図ってまいりたいと思います。

○議長 長 佐々木議員。

○佐々木議員 あくまでもワクチンについては本人や親の判断で、強制力はないというのは基本として理解しておりますが、今やってきたことでなかなか接種率が上がっていないというのも現状で、第7波では子供から親にうつるという状況が続き、昨日発表された先週の感染者は345人と滝川市においては過去最大になっております。周りのお母さんたちの話を聞いたりしますと、初めは打ちたくない、何があるか分からないからと言っていた声が今回の学校閉鎖とか第7波による感染拡大で、やっぱり打っておいたほうがいいのかないかなという声が変わってきております。そこで、この時期に、親も連れていきやすい土日とか、あとは夜間帯の集団接種とか、市民が受けやすいような環境を整備するという考えはないかと、先進的な市町村においては車をプレゼントするとか、ラインのポイントをあげるとか、地域企業から協賛品を提供いただき、それを抽せんであげるとか、皆さんいろいろ取組していますが、そういうところを参考にする予定はないのかをお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 佐々木議員からの再質問について答弁させていただきたいと思っております。

まず、土日ですとか夜ですとか、そういった時間に打てるような環境を整えていったらいいのではないかとございまして。先ほど申しましたとおり、夏休み期間以降につきましてはそういった取組もしてきたところであります。今後、先ほど言いましたけれども、小児接種の3回目というのが始まっていきます。それから、1、2回目を打たれていないという方ももちろんいらっしゃいます。その後、ほかにもオミクロン株のワクチンの接種ということもございまして、医療機関を分散してということに今後なっていくのかなというふうに思っております。それぞれの病院によって接種できる数も違うということがございまして、その辺の組合せなんかも考えながら、

できることは何かということを考えながら、その医療機関に土日にできないか、夜にできないかといった打診も含めて今後しっかりプランニングをして進めていきたいというふうに考えます。

2点目の何らかの景品といたしますか、そういったものを出す取組、こんなことはできないのだろうかという質問かと思えます。実施に係る経費は国の補助金で賄われております。100パーセント国の補助が来ている状態でございますけれども、景品などを出す場合は補助金の対象外となりまして、一般財源で賄わなければならないということになりますので、その部分は難しいというふうに考えております。

○議長 長 佐々木議員。

○佐々木議員 次の質問に移ります。

◎2、教育行政

1、タブレット端末の使用状況について

2、市民交流プラザについて

教育行政、タブレット端末の使用状況についてお伺いいたします。午前中の荒木議員の答弁で、市独自の学習支援ソフトの導入でほぼ毎日使用しているが、全国平均より上回っているということでしたが、私のほうから聞きたい使用状況は、コロナ禍においてリモート授業を実施しているのがどのぐらいなのか、またその中での課題というのはどういうことがあるのかというところについてお伺いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 それでは、学級閉鎖等の臨時休業措置が行われた場合のリモート授業といたしますか、リモート学習、オンライン学習、それにおける1人1台端末の活用状況ということについてお答えいたします。

特に今般新型コロナウイルス感染症拡大の今現在いわゆる第7波が到来しているわけですが、ご指摘のとおり、学級閉鎖等を2学期以降実施している学校がございます。その中においては、小学校の低学年で学級閉鎖を実施した学校においては低学年ということで実施が難しい場面はありましたけれども、それ以外の学年については端末を持ち帰って、例えば複数の学級があるような学校では、閉鎖していない同じ学年の別な学級の同じ進路の授業を閉鎖している学級の生徒に配信して、そこでその授業を受ける、そういう取組を行ったり、また教科担任がリモートで1時間分の授業を実際に行ったりという中学校がございました。また、小学校においても、端末を持ち帰ったことで、課題を配信したり、健康観察を行って毎日の健康状態を学級担任が把握するというような状況になっております。したがって、どのぐらいの割合でというご質問だったかなというふうに思うのですが、閉鎖をした全ての学校で一律に全時間リモート授業やそういうことをやっているという状況にはないのですが、各学校の実態において授業を配信したり、健康観察を行ったり、課題を配信したりと、様々な工夫の中で端末が活用されているというふうに考えております。

○議長 長 佐々木議員。

○佐々木議員 その活用状況の中から見えてきた課題は何かありますかというところをお願いいた

します。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 大変失礼いたしました。臨時休業を行った際の1人1台端末を活用した学びの保障における課題ということでもありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、学年の実態に応じて、例えば低学年のお子さんが一人で家庭で留守番をしながらオンラインの環境に自分で接続するというのはちょっと難しい。そういうところの課題が1つはあるかなというふうに思います。また、一人一人の教員のICTスキル、これをさらにより一層高めて、様々な形で子供たちの学びの保障を行っていく。先ほどお話にありましたオンラインを活用した授業だとか、より効果的な課題の与え方、こういうものに対して教員一人一人のスキルをさらに上げていく、こういうところに課題があるかなというふうに考えております。

○議 長 佐々木議員。

○佐々木議員 今の課題は理解できました。低学年の接続が難しいとか、教員のスキルというところは理解できるのですけれども、私が心配しているのは、学習タブレット端末を使うことによってすごく便利にもなってくるのですけれども、その陰でネットを使ったいじめというところで、文部科学省の調査でも年々学習端末を使ったいじめの件数は上がってきているという報告がなされています。その中で、使うことに一生懸命、みんな前を向いていくのですけれども、その裏にはそういう危険もあるというところをもうちょっと、しているのかもしれないのですけれども、危機感を持って子供たちの観察とか、使い方のルールとかを道徳的なところを教えていってほしいなと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 1人1台端末を使ったいじめの懸念とその対策というご質問かというふうに思います。学校で配備されている1人1台端末を使ったいじめの事案については、現時点では市教委のほうに各学校から報告は上がってきておりません。滝川市においては、以前報道にありました人に成り済まして悪口を書き込むなどということができないように、なるべくそういうことが起こらないように、パスワードを共通化したりだとか、そういうことはせずに、個別のQRコードで端末にログインするというのを当初から取り組んでおります。また、議員ご指摘のとおり、各学校が定めている端末活用のルールの徹底や、それから道徳教育を通じた情報モラル教育、こういったことを今も行っておりますし、今後も徹底していくことが大切だというふうに認識しております。

○議 長 佐々木議員。

○佐々木議員 次の質問に移ります。

市民交流プラザについてお伺いいたします。文化センターの代替施設として市民交流プラザの今の使用状況と課題についてお伺いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 文化センターの代替施設であります滝川市民交流プラザは、今年4月のオープンから5か月経過いたしました。オープン以降の使用状況といたしましては、8月末現在で166件、月平均で申し上げますと約33件のご利用をいただいております、主に会議や習い事、催物などが主な用

途でございます。また、9月以降につきましても既に64件のご予約を受けている状況で、今後はメインホールを活用した催事も数件予約が入る予定となっております。このコロナ禍の状況を踏まえますと、おおむね順調にご利用いただけているものと思っております。

市民交流プラザの課題につきましては、今のところ利用者からの苦情等はございませんが、運営者側で認識している点といたしまして、施設構造上の課題が何点かございます。例えばエレベーターが小さく、荷物の運搬に適さないですとか、あるいは1階の小ホールと2階のメインホールを同時に使用した際、音が漏れ伝わる点などが挙げられます。また、昨年実施した代替施設の検証事業の際には、施設的特性上、吹奏楽など大人数での演奏には舞台の広さが十分でないといったことですとか、音の反響が得られないことなど、音響の面からも使用には不向きであるということが明らかになっております。このため、空知管内の他のホールを活用した場合に補助を行う公共ホール等使用料補助金の一部を拡充し、大ホールの利用を希望される方への対応を図ってきているところであります。文化センターの代替施設としては不足する部分もあるかと思いますが、市民の皆様方の文化活動や芸術鑑賞の機会を継続できるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○佐々木議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして佐々木議員の質問を終了いたします。

東元議員の発言を許します。東元議員。

○東元議員 清新の東元です。通告に従いまして2点質問させていただきます。

◎1、教育行政

1、江部乙中学校と江陵中学校のと統合による影響について

2、インクルーシブ教育について

まず、1、江部乙中学校と江陵中学校の統合による影響についての質問でございます。この4月から江部乙中学校が江陵中学校に統合され、6か月が経過いたしました。このことにより、生徒にどのような影響があったのか、なかったのか、それらの問題をどのように把握をしているかをお伺いいたします。

また、問題点の有無についてもお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長 長 東元議員の質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 江陵中学校と江部乙中学校の統合の影響についてお答えいたします。

教育委員会では、教育長、教育部長による学校訪問、それから指導主事による各種教育指導訪問等を通じて直接教育活動の様子を参観し、実態を把握するとともに、校長、教頭等の管理職からのヒアリングや教育支援専門員による不登校等の生徒指導に特化した指導状況の聞き取りなどを通じて統合後の学校の状況について把握してまいりました。江部乙地区からの通学については、スクールバスに切り替わったことで登校に係る時間が長くなった、そういった生徒がいるものの、全般的に大きな問題はないものと認識しております。また、部活動の継続支援としての交通費補助事業についても、全ての対象のご家庭から申請をいただいております。

統合に向けては、コロナ禍により計画どおりに進まなかった面はありますけれども、昨年度までにオンラインを活用して江部乙中学校と江陵中学校の生徒の交流や新たに校区となる江部乙小学校と滝川第一小学校、滝川第二小学校との交流活動が行われたことや学級編制上の配慮により、多くの生徒が大きな抵抗感を感じることなく、部活動にも積極的に参加するなど集団に溶け込もうと前向きに学校生活に取り組んでいるというふうに学校から報告を受けております。一方で、大集団での学校生活や新しい人間関係づくりへの不安などから、新たな環境になじむのに時間を要している生徒がおり、学校からの支援とともに、適応指導教室の活用やスクールソーシャルワーカーとの連携など、本人の状況に合わせた支援を行い、学校に通うことができるようサポートを続けております。また、統合に当たり、江部乙中学校から養護教諭を含む4名の職員が異動しており、江部乙地区の生徒が安心して学校生活を送れるよう、生徒の相談に応じるなど様々な面からサポートを行っているところです。

○議 長 東元議員。

○東元議員 ありがとうございます。今お答えいただいた内容につきましては、あくまでも江部乙中学校から江陵中学に行った生徒をメインとしたご答弁だったと思いますけれども、逆に入ってきた江陵中学校の生徒の皆さんについては特段大きな影響があったのか、なかったのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 統合の影響による江陵中学校側の生徒への影響ということかと思いますが、これはもともと江陵中学校に在籍していた生徒に特に生徒指導上などで大きな影響があったという報告は受けておりません。ただ、江部乙地区の生徒が学校に慣れて学校行事などにスムーズに取り組める期間を考慮して、本来であれば5月に実施する予定であった修学旅行を10月に移動しております。そういった面で例年とは違う、行事などがそのように配置されているという影響はあったかと思えます。ただ、学校祭や修学旅行に向けた学校行事などの取組に対しても、もともと江陵中学校にいた生徒と新たに江部乙地区から登校してきた生徒が一緒になって取組をしっかりと進めているというふうに報告を受けております。

○議 長 東元議員。

○東元議員 次の質問に移ります。

同じく教育行政でインクルーシブ教育についてお伺いいたします。本市のインクルーシブ教育についての考えと現状をお聞かせ願います。よろしくお願ひします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 インクルーシブ教育についての考え方と現状についてというご質問にお答えいたします。

特別支援教育を推進するに当たり、共生社会の形成に向けて障がいのあるお子さんと障がいのないお子さんが共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念、これを踏まえて一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行っていくことは大変重要であるというふうに教育委員会としても認識しております。教育委員会としては、障がいのある子供の能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参画

することができるよう、保健福祉部等の関係機関と子供の実態把握や支援の在り方についてより早い段階から情報共有を進め、一貫した支援体制の構築を行ってきております。また、学校に上がった後、就学後は同じ学校に通う多くの子供たちと共に学んだり地域社会の中で積極的に学習活動に参加することができるようにするため、教育委員会としては子供の実態に応じて特別支援学級支援員を配置するなど、人的な措置を講じております。

また、市内の小中学校では、特別支援学級に在籍している児童生徒が通常学級の子供たちと同じ授業を受けたり、学校行事等の特別活動に共に取り組む交流教育を積極的に取り入れております。また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がいの有無にかかわらず全ての子供たちが楽しく理解できる授業づくりや誰もが過ごしやすい教室環境の整備が進められており、一人一人の児童生徒が学習活動に参加している実感や達成感を持ちながら充実した時間を過ごし、生きる力を身につけていけるような支援が各学校で組織的、計画的に行われていると考えております。また、一方で道徳教育の分野でもインクルーシブ教育を充実させることは非常に重要であり、障がいの有無にかかわらず、子供たちの人間形成に大きく寄与し、豊かな人間性が育まれ、ひいては人が困っているときは進んで助けよう、そういった道徳的な実践力が高まることにつながると考えております。

○議 長 東元議員。

○東元議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして東元議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議 長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時50分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員